第6回専門部会での主な意見

【児童福祉審議会への申立て】

- 措置されなかった子供や措置延長中の子供も児童福祉審議会への申立ての対象とするべき
- 申立てを受けて調査をする「調査員」は、子供の権利擁護専門相談事業の専門員や調査員が担うと良いのではないか
- 子供の権利擁護専門相談事業の調査員には現在弁護士が任用されているが、「調査員」を担う場合には、様々な子供の考えに寄り添うことができるよう、福祉職を任用しても良いのではないか
- 審議を行う部会については、子供権利擁護部会が担当するかどうかに加え、委員の人数や構成、オンラインを活用するなどの開催方法、開催頻度等についても検討が必要
- 審議の場への子供の参加は、子供本人の意向に基づき柔軟に対応できると良いのではないか
- 審議結果は、調査で子供と面談をした専門員や調査員、「調査員」から子供や関係機関に報告すると良いのではないか。
- 子供への審議結果の報告の場に、意見表明等支援員が同席できることが重要
- 申立てをした子供から、手続きの流れなどの評価を受け、より使いやすい仕組みにしていけると良いのではないか

【意見表明等支援員】

- 意見表明等支援員が独立性を保って活動できているか確認していくことが必要
- 意見表明等支援員のモデル実施にあたっては、一時保護中の子供や里子だけでなく、必要に応じて施設入所中の子供も面談できる体制としてはどうか

【その他】

- 子供が、自分の知らないところで措置決定されたと感じないよう、意見聴取や援助方針の説明を丁寧に行うことが必要
- 施設での権利保障の取組について、施設間格差を解消できるよう検討が必要ではないか
- 過去の措置について知るための支援についても、検討が必要ではないか